

千葉都市モノレール株式会社 障がい者用 ICカード乗車券取扱特約

規程（當） 第 20-3号
制定 令和 5年 3月 18日
改正 令和 7年 4月 1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この特約は、千葉都市モノレール株式会社（以下「当社」という。）が、「千葉都市モノレール株式会社 ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、総称して「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃額欄または旅客鉄道株式会社等旅客運賃額欄に記載のある）第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）とその介護者に限り株式会社PASMOの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この特約は、「千葉都市モノレール株式会社 ICカード乗車券取扱規則」（以下、「IC規則」という。）に対する特約であり、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。

- 2 IC規則第5条第5項第5号、同第5条第9項、同第6条の2、同第7条、同第11条、同第13条、同第16条第4項、同第16条の2、同第18条から同第27条、同第30条から同第32条に規定する事項については、障がい者用ICカード乗車券には適用しない。
- 3 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ホームページ等への掲載により告知するものとする。この特約変更後に障がい者用ICカード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。
- 4 この特約が改定された場合、以後の障がい者用ICカード乗車券にかかる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。
- 5 この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社PASMOの定めるPASMO取扱規則、同障がい者用PASMO取扱特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「障がい者 I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する障がい者 P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。
- (2) 「介護者 I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する介護者 P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。
- (3) 「障がい者用 I C S F 乗車券」とは、S F により旅客の運送等に供する障がい者用 I C カード乗車券をいう。
- (4) 「障がい者用 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者用 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (5) 「障がい者 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (6) 「介護者 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を介護者 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (7) 「障がい者用 I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能を障がい者用 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。

2 この特約に定めのない用語の意義については、I C 規則、P A S M O 取扱規則、障がい者用 P A S M O 取扱特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(使用方法および制限事項)

第4条 障がい者用 I C カード乗車券を使用して乗車するときは、I C 規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者 I C カード乗車券およびその対となる介護者 I C カード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、第1種身体障害者または第1種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C カード乗車券を単独で使用することができる。

- 2 障がい者 I C カード乗車券は記名人本人、介護者 I C カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。
- 3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

(個人情報の取扱い)

第5条 障がい者用 P A S M O にかかる個人情報の取扱いは、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めるところによる。

第2章 発売

(発売)

第6条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。

2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した「障がい者用PASMO・定期券購入申込書（兼障がい者用PASMO有効期限更新・個人情報変更申込書）（様式第1号。以下「購入申込書」という。）の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則または精神障害者旅客運賃割引規則に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。ただし、障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、単独で定期乗車券を発売する。

(SF残額の確認)

第7条 障がい者用ICカード乗車券のSF残額は、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

2 障がい者用ICカード乗車券のSF残額履歴の表示または印字は障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、障がい者用ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。

3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかつたときのSF残額履歴

(3) 第14条または第15条の規定により障がい者用PASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴

(4) 第16条の規定により障がい者用PASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴

第3章 運賃

(障がい者用ICカード乗車券における運賃の減額)

第8条 障がい者用ICカード乗車券を使用して、第4条およびIC規則第5条第1項の定めにより乗車した場合、出場時にIC規則第16条第1項または第2項に規定する割引運賃を減額する。

2 第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第9条 ICカード乗車券取扱区间内において、障がい者用ICSF乗車券を使用して乗車する場合、IC規則第17条第1項によるほか、次の各項に定めるとおりとする。

2 介護者PASMOからIC規則第16条に定める割引の運賃を減額することを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、任意の小児1人が使用することができる。

3 障がい者用PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券について、SFをチャージして券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、第1項を適用する。

(再印字)

第10条 障がい者用ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、PASMO取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該障がい者用PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(障がい者用PASMOの個人情報変更)

第11条 改氏名等により、障がい者用PASMOの記名人本人の個人情報と障がい者用PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用PASMOを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに購入申込書および当該障がい者用PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

(無効となる場合)

第12条 障がい者用ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用ICカード乗車券の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

- (1) 旅行開始後の障がい者用ICカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用IC定期乗車券および障がい者用IC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 障がい者PASMOを障害者本人以外の者が使用した場合
- (4) 障がい者ICカード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合(第4条第1項ただし書きの場合を除く)
- (5) 介護者ICカード乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用ICカード乗車券を使用した場合
- (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用PASMOを購入または使用した場合
- (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (9) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用ICカード乗車券もしくはSFを使用した場合
- (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用ICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (12) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第13条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第12条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第14条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、「障がい者用PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書」(様式第2号。以下「申請書」という。)の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券それぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用PASMOの紛失再発行手数料は障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

5 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい

者用 I C企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 P A S M O取扱特約の定めによる。
- 7 障がい者用 I Cカード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I Cカード乗車券の再発行が完了するまでの間、第4条第1項ただし書きの場合を除き、対となるもう一方の障がい者用 I Cカード乗車券を使用することはできない。

(障害再発行)

第15条 障がい者用 I C S F乗車券の障害再発行の取扱いは、申請書の提出を受け、障がい者用 P A S M O取扱特約の定めるところにより行う。

- 2 障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から申請書の提出を受け、かつ障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
- 3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 I Cカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I Cカード乗車券を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する障がい者用 P A S M Oに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

- 4 当該障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用 I C S F乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 P A S M O取扱特約の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合
(→第12条「無効となる場合」)

- 6 障がい者用 I Cカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用 I Cカード乗車券の再発行が完了するまでの間、第4条第1項ただし書きの場合を除き、対となるもう一方の障がい者用 I Cカード乗車券を使用することはできない。ただし、当

該障がい者用 ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間に限り使用することができる。

(障がい者用 PASMOの交換)

第16条 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している障がい者用 PASMOを、当該障がい者用 PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 PASMOに予告なく交換することがある。

- 2 前項の交換を行ったあと、交換前の障がい者用 PASMOの機能停止の取り消しまたは機能の復元はできない。

(免責事項)

第17条 障がい者用 PASMOの交換または再発行により、障がい者用 PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 PASMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した障がい者用 PASMOの払いもどしや SF の使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 この特約に定めのない、障がい者用 PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

第18条 旅客が、障がい者用 PASMOが不要となり、申請書を提出したときは、障がい者用 PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。

- 2 旅客が、障がい者用 IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者 IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 3 旅客が、障がい者用 IC定期乗車券が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用 IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用 PASMO取扱特約に定める障がい者用 PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者 IC定期乗車券および介護者 IC定期乗車券それぞれ1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

第7章 特殊取扱

(障がい者用 PASMOの変更)

第19条 旅客が無記名PASMOを差し出して、障がい者用PASMOへの変更を申し出した場合、または記名PASMOを差し出して障がい者PASMOへの変更を申し出した場合(障害者本人が記名PASMOの記名人に限る)は、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより障がい者用PASMOまたは障がい者PASMOへの変更を行う。

- 2 障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、記名PASMOから介護者PASMOへの変更、障がい者用PASMOから無記名PASMOおよび記名PASMOへの変更はできない。
- 3 定期乗車券の機能が付加された記名PASMOから障がい者PASMOへの変更はできない。
(有効期限の更新)

第20条 旅客が、有効期限を超えて障がい者用PASMOの使用を希望する場合、別に定める申請書及び当該障がい者用PASMOを提出しつつ手帳の呈示を行うものとする。

- 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用PASMOのSF残額履歴を確認し、引き続き障がい者用PASMOの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

第21条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第1条に規定する障がい者用ICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用S u i c a」
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいS u i c a」
- 2 前項で定める一部の障がい者用ICカード乗車券について、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。
- 3 第1項に定める障がい者用ICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各障がい者用ICカードを発行する事業者の規則(以下、「ICカード発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

第22条 前条にかかわらず、次の各号に定める障がい者用ICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 前条第1項第1号および第2号に定める障がい者用ICカード乗車券について
 - ア 第6条(発売)
 - イ 第10条第2項(再印字)
 - ウ 第11条第2項(障がい者用PASMOの個人情報変更)
 - エ 第14条(紛失再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - オ 第15条(障害再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

カ 第16条（障がい者用PASMOの交換）

キ 第18条（払いもどし）

ク 第19条（障がい者用PASMOの変更）

（相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い）

第23条 以下の取扱いについては第21条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

（1）第5条に定める個人情報の取扱い

（2）第12条により無効となったカードの取扱い

附則 この規則は、令和5年3月18日から施行する。

附則 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)「障がい者用PASMO・定期券購入申込書(兼障がい者用PASMO有効期限更新・個人情報変更申込書)

(表)

株式会社バスモ
千葉都市モノレール株式会社

障がい者用PASMO・定期券購入申込書

(兼 障がい者用PASMO有効期限更新・個人情報変更申込書)

以下の内容およびPASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約、
当社の旅客営業規則に同意し、申し込みをいたします。

同意欄

「障がい者用PASMO(本人用・介護者用)」は、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額標または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額標に「第1種」の記載がある「身体障害者手帳」、「虐待手帳」または「精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。)」をお持ちのお客さまおよびその介護者に発売する大人用PASMOとなります。小児用の障がい者用PASMOはお申込みいただけません。

■障がい者用PASMO・定期券・企画券の申込みに関する個人情報の取扱い
<障がい者用PASMOの購入、無記名PASMOから障がい者用PASMOへの変更、記名PASMOから障がい者用PASMOへの変更、障がい者用PASMOの有効期限更新、障がい者用PASMOの個人情報を変更するお客様の場合>
1. 障がい者用PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。
2. お客様に記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①障がい者用PASMOの購入・有効期限更新・変更・払いもどし等のお申込内容の確認
②(株)バスモからご連絡する必要がある場合の連絡先の確認
③PASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約および当社の旅客営業規則等に基づく障がい者用PASMOにかかるサービスの実施および改善
3. (株)バスモは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。

本申込書に記入していただいた電話番号との通話において記名人以外の方が応対された場合、上記利用目的の範囲内で、電話応対された方に取得した個人情報を知らせることができます。

同意欄

4. (株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行う障がい者用ICカードの発行事業者との間で、障がい者用ICカード発売にかかるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

<障がい者用PASMOに定期券・企画券をご購入のお客さまの場合>

- 定期券・企画券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
- お客様に記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①定期券・企画券の購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認
②当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 当社は、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内でPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。

■障がい者用PASMOに関する注意事項

| ■ご確認事項■ | | 同意欄 |
|---------|--|--------------------------|
| ① | 交通利用される際は、ご本人と介護者が《お二人で一緒に》ご利用ください。 ※障がい者用PASMOに適用される(株)バスモとPASMO取扱事業者が定める各種規則に違反した場合、【利用停止】となる場合があります。 ※ご利用になる事業者により、ご利用条件が異なる場合があります。詳しくはご利用になる事業者にご確認ください。 ※ご本人と同一行程でご利用する介護者については、鉄道係員・バス乗務員が介護能力があると認めた方となります。 | <input type="checkbox"/> |
| ② | 障がい者用PASMOは有効期限があり、年1回の有効期限更新手続きが必要です。 ※有効期限を過ぎるとご利用できなくなります。有効期限内にPASMO取扱事業者で有効期限更新手続きを実施してください。 なお、障がい者用PASMOの有効期限更新は、障がい者PASMO(本人用)と介護者PASMO(介護者用)を同時に行います。 ※有効期限は、発行日または有効期限更新日の1年後の同月末日です。 ※有効期限更新は、PASMO鉄道事業者でのみ手続きを行います。 ※障がい者用PASMOに乗車券(鉄道定期券/企画券/福祉券)が発行されている場合、当該乗車券を発行したPASMO鉄道事業者でのみ有効期限更新手続きを行います。 ※有効期限更新手続きは随時可能です。 | <input type="checkbox"/> |
| ③ | 有効期限更新時に、ご利用状況を確認させていただきます。 ※障がい者用PASMO(本人用)・介護者PASMO(介護者用)それぞれのSF機械履歴を印字し、お客様のご利用状況を確認いたします。 ※SF機械履歴により不適切なご利用が確認された場合、有効期限更新ができない場合があります。 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 障がい者用PASMOでの交通利用はPASMO・Suicaエリアのみご利用できます。 ※全国相互利用サービス対象のカードではありません。(電子マネー利用を除く。) ※ご利用可能なエリアの詳細については、各鉄道・バス事業者へお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ | 各種お手続き(発売/更新/再発行/払いもどし)は、PASMO鉄道事業者でのみ取扱います。 ※一部のPASMO鉄道事業者では、各種お手続きができません。 ※新規/複数発行登録については、全てのPASMO取扱事業者・Suica事業者でもお手続き可能です。 | <input type="checkbox"/> |

(裏)

■お申込み内容に「○」を記入してください。

| | 新規購入 (支払額GL) ※1 | 購入金額(チャージ) 1,000円単位 20,000円まで デポジット500円を含む | 障がい者用 PASMOへ変更 | | 定期券※2 | | 有効期限 更新 | 個人情報 変更 |
|-------------|-----------------------|--|-------------------|-----|----------|------------------------|------------|------------|
| | | | 記名 ※3 | 無記名 | PASMOも購入 | お持ちの PASMOを使用 ※3 | | |
| 障がい者 ご本人 | | ,000円 | | | | | | |
| 介護者 | | ,000円 | | | | | | |

※1 障がい者用PASMOは、障がい者PASMOまたは介護者PASMOどちらかのみの発売はできません。なお、既にお持ちの無記名PASMOを障がい者PASMOまたは介護者PASMOに変更する場合は、どちらかのみの発売することができます。

※2 一部の事業者を除き、障がい者または介護者どちらかのみの定期券の発売はできません。また、乗車区間・有効期間が同一且つ同時に発売となります。

※3 記名PASMOから介護者PASMOへの変更はできません。

「オナマエ」には氏名(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。

漢字等は1文字とし、姓と名の間にスペースを入れてください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| オナマエ | ※4 カ イ コ (K) | ・ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※4 介護者PASMOには障がい者ご本人の個人情報を入力します。氏名の登録は以下のとおりとなります。

<カタカナの場合> 様: カイゴ〇〇〇〇(障がい者ご本人の苗字)・名: ●●●●(障がい者ご本人の名前)

<ローマ字の場合> 様: KOOOO(障がい者ご本人の苗字)・名: ●●●●(障がい者ご本人の名前)

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|------|-----|---|----|---|------|---|------|-----|
| 生年月日 | 西暦 | □□□ | 年 | □□ | 月 | □□ | 日 | 性別 | 男・女 |
| 携帯電話番号または電話番号を左詰めでご記入ください。 | | | | | | | | | |
| 電話番号 | □□□□ | | | | - | □□□□ | - | □□□□ | |

※以下は定期券が必要なお客さまのみ必要事項をご記入ください。

| お申込み内容 | 新規・継続 | モノレール乗換駅 | 千葉みなと・千葉・都賀 | |
|---------|------------------------------|------------|----------------------|-------------|
| 介護者用定期券 | 必要(通勤)・不要 | 他社線 経由駅 | ※JR線の連絡定期券は、発行できません。 | |
| 乗車区間 | ~ | | | |
| 使用開始日 | 年 月 日 | 有効期間 | | 1ヶ月・3ヶ月・6か月 |
| 定期券の種類 | 通勤・通学(学年)[小学・中学・高校・専門・大学] | | | |

| 取扱事業者記入欄 | 駅定期窓口 | | | 申請年月日 | |
|---|---|------|-----|------------------|-------------------------------|
| 発売・有効期限更新時 資格確認書類 | □身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳(写真付) | | | | |
| 個人情報変更時 本人確認使用書類 | □運転免許証 □個人番号カード(マイナンバーカード) □健康保険等の被保険者証 □旅券(パスポート) □外国人登録証明書 □住民基本台帳カード(写真付) □学生証(写真付) (在留カードまたは特別永住者証明書) □運転経歴証明書 □社員証(写真付) □その他() | | | | |
| 障がい者用PASMO発売・有効期限更新時 係員取り扱い確認 | | | | | |
| 身体障害者手帳または療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳(写真付) を所持しており、旅客鉄道株式 会社旅客運賃減額欄の第1種に 対応しているのを確認しました。 ※上記載載のない身体・療育・精 神(写真無含む)障害者手帳は障 がい者用PASMO対象外です。 | 手帳等級 | 取扱者印 | 記事欄 | 本人様 No. 金額 | D <input type="checkbox"/> |
| 身・育・精 種 | | | | 介護者 No. 金額 | D <input type="checkbox"/> |